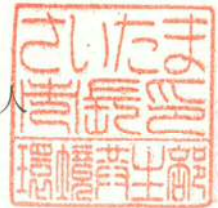


環環環対第703号  
平成31年4月26日

大和ハウス工業株式会社  
代表取締役 芳井 敬一 様

さいたま市長 清水 勇人



## 意 見 書

さいたま市環境影響評価条例第11条第1項の規定により（仮称）DPL浦和美園新築計画環境影響評価調査計画書について、下記のとおり意見を述べます。

### 記

（仮称）DPL浦和美園新築計画に関する環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）については、次の事項を勘案して作成すること。

#### 1 総括事項

- (1) 準備書は、技術指針及び同手引に従って作成すること。
- (2) 準備書は縦覧に供することから、その作成にあたっては、難解な表現を避け、専門用語には注釈を加えるなどして、一般に分かりやすいものとなるよう配慮すること。

#### 2 対象事業の目的及び概要

・当該事業は従来の物流倉庫と異なり、昨今の傾向に沿う新しい形態の物流施設となることが想定されるため、従来とは異なる課題が生じる可能性がある。当該事業を行うにあたっては、周辺地域との情報共有や交流について配慮すること。

- ・当該事業予定地は、みその都市デザイン協議会が策定した「みその都市デザイン方針」の対象地内にあることから、本事業も当該協議会と連携して、この基本理念や実践方針と整合が図れるよう事業を進めること。

- ・当該事業予定地の周辺は土地区画整理事業が進行中であり、今後新たに小学校の開校や病院の開設も予定されていることから、今後のまちづくりの進展を加味し、総合的に判断して計画、運用を進めること。

### 3 調査方法

#### (1) 大気質

- ・大気質の既存資料調査の調査地点については、城南測定局と片柳測定局の2局を選定しているが、当該事業予定地が東北自動車道及び一般国道122号線に近接していることから、西原自動車排出ガス測定局の選定も検討すること。

- ・大気質の調査では二酸化窒素と共に一酸化窒素も測定しておくことよい。

- ・テナントにおいて実行可能な限り低公害車の導入や車両の稼働時間の工夫等の配慮をすること。

#### (2) 騒音

- ・当該事業予定地は準工業地域内にあるが、周辺地域は主として住居の用に供される地域であり、また埼玉スタジアム2002に近接している。そのため、環境に配慮した事業であることを示すために、工事中の騒音について、敷地境界における騒音規制法の規制基準を用いて評価することとは別に、当該事業予定地北側の住宅地に配慮して環境基準の類型区分B地域の基準を用い、また埼玉スタジアム2002公園では憩いの場として会話が妨害されない程度となるよう配慮すること。

- ・ランプウェイが住宅地側に設置されることから、関係車両の走行による騒音の影響を考慮すること。

#### (3) 電波障害

- ・電波障害の調査予測を行う地域や電波飛来方向等が具体的に

わかるよう図示すること。

(4) 廃棄物等

・廃棄物について、排出抑制、再生利用、再使用の観点から計画的に排出、処理すること。

(5) 温室効果ガス等

・大規模施設の稼働に伴い温室効果ガスの増加が懸念されるため、二酸化炭素を出さない設備にするなどの排出削減に配慮すること。

(6) 地域交通

・当該事業予定地周辺は「みその都市デザイン方針」において、快適で安心安全な歩行環境、自転車環境を形成する地域とされ、当該事業予定地周辺道路を横断する歩行者動線も考えられていることから、調査、予測及び評価にあたってはこの方針を十分考慮すること。

・当該事業予定地に近接している埼玉スタジアム2002では年に複数回サッカーの試合が開催され、今後オリンピックといったような大型イベントの開催も予定されている。イベント開催時の現地状況調査を行い、記録するとともに、これらの状況も考慮すること。

・いかなる業種の事業者が入居しても対応できるよう、車両の出入り制限の検討や車両稼働台数をチェックする等体制を整えること。また、車両の交通量をふまえ、人の流れを遮らないよう配慮すること。

・事業予定地周辺では市道が延伸される予定であり、供用後、交通の流れが変わることが想定されるため、道路状況、交通量状況を加味して事業をすすめること。